津別町町有林 J-クレジット認証・販売業務　公募型プロポーザル方式　質問回答書

令和７年３月２７日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 該当部分 | 質問内容 | 回答 |
| １ | 実施要項１事業概要(８) 町からの提供資料 | 町からの提供資料には、図面も含まれていますでしょうか。本件面積であれば、ドローン、航空機等によるモニタリングが効率が良いと考えられ、正確な費用見積もりのため対象森林の位置図を頂きたく。 | 提供資料には森林位置図等の図面も含まれています。 |
| ２ | 実施要項１事業概要(８) 町からの提供資料 | 貴町より資料提供をいただく場合、電子メールやよりセキュアな環境下での電子媒体による資料の受領を想定しておりますが、資料をご送付いただくにおいて、事前に機密保持契約などを締結する必要はございますでしょうか。また、紙媒体で資料をご提供いただく場合は、併せて、仕様書 P4「8 機密保持」および「9 資料の貸与」に基づき、必要な手続き、物理的な資料ボリュームなどをご教示いただけますでしょうか。 | 町から提供する資料は電子データを予定しております。事前に機密保持契約などを締結する必要はございませんが、提供資料については本業務の提案資料作成を目的に町から提供するものであり、目的外利用及び第三者への提供は禁じます。 |
| ３ | 実施要項５参加資格(１) 参加資格 | 本件項目は、参加に当たり必要な要件排除要件などの記載がございますが、プロポ－ザル参加後も含め、行政処分、業法違反(金融機関の場合、銀行業法上の他業の禁止など)、不正などが生じた場合(プロポーザルに関し、連携提携する事業者、自社顧問や取締役、また密に連携する業務提携先)は、「6 失格事項」に該当することとなるとの認識に間違いはありませんでしょうか。また、当該企業が、本件プロポーザルで事業者として選定されていた場合は、プロポーザルの再実施、もしくは、次点の事業者となるものと存じますが、どちらになりますでしょうか。 | 実施要項に記載のとおり、参加申込書提出時点で事業者（共同事業体の場合は、構成する全ての事業者）が参加資格①～⑨を満たしていることが必要となります。町が参加資格を認めた後の対応については、「６失格事項」の①～⑦に該当する場合は失格といたします。質問にあります不正等の範囲については、本業務における影響度を現時点で一概に判断できるものではないと考えております。本業務を担うことにふさわしくない事案が発生した場合には、「１０協定の締結等」と同様に次点者と協議を行います。 |
| ４ | 実施要項５参加資格(１) 参加資格 | Jクレジット販売実績について、本件項目は、プロジェクト全体の収支に影響する極めて重要な部分との認識でありますが、森林カーボンクレジットは他のクレジットとは異なりクレジット総量が少なく希少なものとの認識であります。かかる中、2027年の炭素税導入以降を最重要年と位置付つつ、特に道内においては、今後稼働を予定するAI 関連施設、またそれらに関連する企業群など、次年度以降の大規模な販売(自社利用含む)を予定しクレジットを確保しています。かかる中、認証申請と並んでJ-クレジット販売実績が記載されておりますが、見込みがある場合は、どのような扱いとなりますでしょうか。 | 　見込みにつきましても「見込み」と明記の上、事業実績として記載可能です。ただし、著しく過剰な見込み等は提出書類の虚偽事項に該当しますのでご注意ください。 |
| ５ | 実施要項５参加資格(１) 参加資格 | Jクレジット申請においては、申請業務、モニタリング業務が、プロモーション活動など事後的なものと比べ、重要かつ優先されるべき事項との認識であります。かかる中、過去のプロジェクト申請業務に関連し、審査機関や認証機関からの指摘事項がなく十分な知識を以て良好な関係が構築されていることを事業者として貴町に対して表明保証することが、本件プロジェクトの実現可能性、蓋然性を高めるものと考えております。事務手続き不備などから、申請制限、申し込み制限などが行われた場合、プロジェクトの実施に大きな影響を及ぼすこととなります。上記を踏まえ、審査機関、認証機関などから、自社取り組みに起因する、申請制限、申し込み制限の有無及び、その内容に関して表明保証をさせるとともに、当該内容が事実でないことが判明した場合、然るべきペナルティーを設けることをご提案致します。※仕様書 P4 「11その他 (２)」に『目的達成のため、より効率的、効果的な意見等があれば提案すること。』との記載がありますため、ご提案させていただいております。 | 仕様書「１１その他 (２)」の「目的達成のため、より効率的、効果的な意見等があれば提案すること。」とは、本業務実施（プロジェクト認証業務やクレジット販売業務）にあたり効率的、効果的な方法があった場合に提案を受けるものであり、審査内容への提案事項ではありませんのでご留意ください。申請制限等の表明保証を強制することはいたしませんが、自社のアピールポイントとして申請制限を受けていない旨等の表明をしていただくことは差し支えありません。 |
| ６ | 実施要項７プロポーザルの手続き（４）プレゼンテーション及びヒアリング審査に係る提案書等の提出⑤作成要領ア 提案書　(ア）ｂ実施方針等 | J-クレジット登録、認証作業において、町側でご対応いただける範囲が決まっていればご教示いただけますと幸いです。資料のご提供のほか、事業開始後に施業実施済み個所の巡視などご協力いただけますでしょうか。 | 巡視等、協力できる範囲であれば協力いたします。協力が必要な事項があれば提案書への記載をお願いします。 |
| ７ | 実施要項７プロポーザルの手続き(４) プレゼンテーション及びヒアリング審査に係る提案書等の提出⑤作成要領ア 提案書　(ア）f全体収支計画 | 令和7年度から令和16年度までの年度ごとの収支計画を作成するにあたり(a)(b)(f)(g)の項目をもとに貴町の収益見込み（金額及び割合）を算定することが可能です。この場合、(c)(d)(e)の費用を業務の実施企業が負担することを見込み、(f)を算定してもよいという認識をしておりますが、その理解に相違はありませんでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| ８ | 実施要項９審査方針及び審査項目（２）審査項目④収益按分 | 外部経費が津別町負担である点は前提条件との理解で正しいでしょうか。 | 外部経費の負担ついては、「町が全額負担」「受託者が全額負担」「両者が折半or按分して負担」のいずれかの方法であると考えております。いずれの方法においても、令和７年度から令和１６年度までの町の収益割合の高さで審査いたします。 |
| ９ | 実施要項９審査方針及び審査項目（２）審査項目④収益按分 | 貴町の“評価の視点”においては、売却益より各種費用控除し、その粗利を按分することを前提に按分割合が高いことに評価の軸がございますが、費用控除後の収益按分割合ではなく、最終的な自治体様収益の多寡を評価軸と置くことが唯一公正な評価軸になり得るものと考えますとともに、各種費用負担を直接事業者負担とすることで、自治体様のリスク低減(収入の減少、スケジュールの遅延、及び遅延によるプロモーション効果の低減・滅失)に繋がる可能性があるものと考えます。以下にて、ご提案内容とその事由をご説明いたします。・費用を売却益より控除するのではなく、事業者の負担とすること→(収入の最大化)各種費用項目を事業者負担(事業者の取分・按分割合の中で精算を行う)とすることで、事業者側によりよい手法の検討、費用を低減する為の努力などが生じます。結果として関係者の収益が増加することに直結する。→(プロジェクトが赤字となる可能性)各種費用負担を事業者負担とすることで、森林カーボンクレジット価格が低下した場合においても、プロジェクト実施主体者である自治体様の収支がマイナスとなる可能性を完全に排除することが出来る。→(スケジュールの遅延)各種費用負担を自治体様がされる場合(事業者が立替た場合においても最終支払いが自治体様となる場合は同様)、一定金額を超えるものについては自治体様の所定の規定に基づいた手続きが必要となることから、別途、あらたなプロポーザルの実施や諸契約が生じるて参ります。また、契約が複雑になることから、結果としてプロジェクトの申請などの実施に遅延などが生じる可能性がございます。→(スケジュールの遅延、収入減にる、予定プロモーションの効果減・滅失)プロモーション実施のスケジュールの遅延に加え、各種費用負担を事業者負担としない場合、自治体様が赤字となる可能性を排除できないことから、収入を見込み計画されたプロモーションの実施などに影響が生じる。また、自治体様の収支がマイナスとなった場合、プロジェクトの初期計画などにつき疑義が生じる可能性があり、結果として地域利害関係者へのマイナスの影響を排除出来ない。※仕様書 P4 「11その他 (２)」に『目的達成のため、より効率的、効果的な意見等があれば提案すること。』との記載がありますため、ご提案させていただいております。 | お見込みのとおり、各種費用負担を直接事業者負担とすることで町の最終的な収益割合が高くなるのであれば、その提案の評価が高くなります。 |
| １０ | 実施要項９審査方針及び審査項目（２）審査項目⑤企画提案の内容ア 提案内容の的確性 | 「町が求める提案」を、もう少し具体化していただきたい。同項目のウ、エがそれに当たるのでしょうか。 | 町としては⑤企画提案の内容を重視しているため、同項目のイ、ウ、エ、オが「町が求める提案」にあたります。 |
| １１ | 仕様書５業務内容（２）モニタリング実施・報告書作成 | モニタリングは協力企業に依頼予定ですが、実施規模に応じて依頼先を検討しております。森林情報より検討した後、再委託先のご提案をしてもよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| １２ | 仕様書５業務内容（３）販売・維持管理 | クレジット販売先の条件はありますでしょうか。一部は必ず町内または道内企業へ販売する必要があるなどございましたらご教示いただけますと幸いです。 | 販売先の条件を付すことは想定しておりません。しかし、町宛へのクレジット購入申請があった場合等、町による販売先の指定には対応をお願いしたいと考えております。 |
| １３ | 仕様書５業務内容（３）販売・維持管理 | クレジットの販売先は公募が必要でしょうか。提案企業による買取や相対取引による購入企業の決定でも問題ございませんでしょうか。 | 問題ありません。 |
| １４ | 仕様書５業務内容（５）勉強会等の実施 | 勉強会の想定対象者（企業）はございますでしょうか（町内企業等）。 | 現時点の想定対象者として、一般町民、町内企業、町役場職員及び町議会への勉強会を想定しております。 |